

5	カ ー ド ロ ー ン
---	-------------

平成27年10月1日現在

商 品 名	②教育カードローン「学援ライフ」 (しんきん保証基金の保証付)
-------	------------------------------------

ご利用いただける方	<p>以下の条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子弟等が学校等に就学中または就学予定である方。 ・しんきん保証基金の保証を受けられる方。 <p>※詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。</p>
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・子弟、孫、被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金 ・就学にかかる付帯費用
ご 融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> ・極度額 50 万円～500 万円（10 万円単位）
ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以内、更新については毎年ご契約期限前に再審査し、1年ごとに更新させていただきます。（再審査の結果、更新できない場合があります。）就学予定日の6ヵ月前の月初日から契約可能です。 ・医学部・薬学部の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3ヵ月後の月末までとします。 ・契約時に、卒業予定月の3ヵ月後の末日までを限度として証書貸付切替期限を設定させていただきます。証書貸付のご利用期間は3ヵ月以上10年以内です。 ・子弟等が上級の学校に進学する際に、引き続きカードローンの利用を希望する場合は、進学先を確認のうえ、進学先の卒業予定月の3ヵ月後の月末まで期間を延長することができるものとします。
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の融資利率を適用させていただきます。
お利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・元金返済据置（任意返済可能）とし、利息については利息支払用預金口座より毎月返済となります。 ・証書貸付に切り替えた場合は、毎月払いの元利均等払い・元金均等払いのいずれかのご返済方法となります。また融資金額の50%以内につき、6ヵ月毎のボーナス併用返済も可能です。 ・当金庫営業地区外転出などで、当金庫の会員となる資格がなくなった場合は、ご返済方法が元金、利息共に毎月返済へ切替となります。 <p>※詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせ下さい。</p>
保 証 人 ・ 担 保	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人しんきん保証基金をご利用いただきますので、保証人は必要ありません。
保 証 料	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料は融資利率の中に含まれています。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(9時～17時、電話：0152-44-7116)にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ・紛争解決措置

	<p>東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部、北海道地区しんきん相談所、または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p>
そ の 他	<p>・ 審査（再審査含みます）の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ※詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせ下さい</p>